

別記様式第1号(第四関係)

佐用地区活性化計画

兵庫県・佐用町

令和5年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 佐用地区活性化計画

都道府県名 兵庫県

市町村名 佐用町

地区名(※1)

佐用地区

計画期間(※2)

R5年度～R7年度

目標:(※3)

当計画により改修・整備する農産物直売所・加工施設の販売額の増加

地域産物の販売額の増加

■現状値(R1・2・3年度平均) 145,792千円 → ■目標値(R8・9・10年度平均) 304,588千円 (増加額+158,796千円)

目標設定の考え方

地区の概要:

佐用町は、東西に出雲と大和を結ぶ出雲街道と、南北に吉備と因幡を結ぶ因幡街道が交差する交通の要衝として栄えてきた。現在においても、姫路からのアクセスを可能とするJR姫新線が町内に4駅あり、また、智頭急行(株)が乗り入れており、特急列車を利用すれば、京阪神からの乗り換えなしで来町も可能である。高速道路については、中国自動車道佐用インターがあり、また、佐用ジャンクションを通じて、鳥取自動車道とも接続し、日本海側とのアクセスにも恵まれている。また、全国名水百選の清流千種川や大撫山から眺める雲海、星空など豊かな自然環境にも恵まれている。ただ、近年においては、国と同様に少子高齢化と人口減少が進行しており、人口減少の抑制と、持続可能なまちづくりを進めている。特に、農業に関しては、地理的表示保護制度(GI)に登録された「佐用もち大豆」を使用した「みそ」を看板商品として、農産物直売所の活性化に取り組んでいる。また、事業の実施要件である「五法指定地域」に関しては、「振興山村」「過疎地域」「特定農山村地域」に指定されている。

現状と課題

人口について・・・佐用町の人口は、4町が合併した平成17年国勢調査では、21,012人であった。以降、減少傾向に歯止めがかからず、令和2年国勢調査では、15,863人と大きく減少傾向が続いている。65歳以上の人口は、令和2年時点で43.2%に達しており、兵庫県全体の29.3%を大きく上回っている。一方で、15歳未満人口の割合は9.2%となっており、兵庫県全体の13.7%を下回っている。人口減少緩和策が喫緊の課題である。定住施策も実施しているが、成果が上がりにくい中、施設整備をすることにより、都市部からの来場者増加を目指して、関係人口・交流人口の増加を図っていく。

農業について・・・本町の基幹産業である農業は、近年高齢化への拍車が一層進み、担い手不足が深刻である。そのような状況下にあっても、明るい兆しもある。令和元年度に佐用もち大豆が、国の地理的表示保護制度(GI)に登録されたのを機に、新たな特産品としてのブランド戦略を進めている。特に、「佐用もち大豆」を使った味噌は、手作りの田舎味噌として、ファンが多く、町内の直売所はもとより、姫路地域のスーパー、また、阪神間のセレクトショップなどへの販売ルートを拡大しつつある。

今後の展開方向等(※4)

上記の課題を解決するために、老朽化した直売所・加工施設を改修し、新たな魅力ある施設とする。なお、施設は、3か所あるが、令和2年10月に、それぞれを運営していた有限会社ふれあいの里上月・農事組合法人三日月特産加工組合・南光ひまわり館の3社が経営統合し、新たに町100%出資の株式会社元気工房さようとしてスタートし、既に経営改善に取り組んでいる。この度の改修計画では、施設を集約・統合し、経費の削減に取り組んでいく。農産物の販売はもとより、地理的表示保護制度(GI)に登録された「佐用もち大豆」をつかった味噌を看板商品とし、他にも、町内農産物をつかった加工品、お菓子などを製造することにより、直売所としての経営の安定・発展を図っていく。直売所が賑わうことにより、都市部との交流人口の増加、町内の雇用確保にも貢献することになり、佐用地区としての地域活性化を図っていく。さらに、原料生産者の農業経営の改善に努める。

具体的には、下記の3事業(後述の2つ目、3つ目は、同一建屋の改修であり、事業メニューとしては1つ。)を実施する。1つ目は、みそ加工所の新築。直売所の看板商品である「みそ」の専用加工所を新築し、現在の年間製造量90tを150tに増強する。2つ目は、直売所の改修。三日月の既存建屋を大規模改修し、現売り場面積の約2倍の直売所とする。3つ目は、レストラン・そば処の改修。現在、地そばを使ったそば処のみであるが、洋風のレストランも新設し、新たな客層の開拓を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
佐用町	佐用地区	地域資源活用総合交流促進施設(26地域連携販売力強化施設)直売所・レストラン	佐用町	有	ハ	
佐用町	佐用地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(17農林水産物処理加工施設)みそ加工所	佐用町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当無し		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

佐用地区(兵庫県佐用町)	区域面積 (※2)	30,744ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 本町は面積30,744haのうち、耕地面積が1,890ha(6.1%) 林野面積が24,870ha(80.9%)である。(出展:兵庫農林水産統計年報) また、全就業者数7,376人に対し、農林漁業従業者は546人(7.4%)であり、農業が重要な産業となっている。(出展:令和2年国勢調査 移動人口の就業状態等集計)		
②法第3条第2号関係: 本町の人口は、昭和25年の38,352人がピークで、令和2年国勢調査では15,863人と激減している。 町として、人口減少の課題に取り組むため、平成27年12月に「佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略」を策定、持続可能なまちづくりに取り組んでいる。その計画のなかで、基本目標を実現するための具体的取組として、「特産品加工施設・販売拠点の整備と機能強化」を挙げている。 また、令和4年3月に策定した「佐用町第2次総合計画 後期基本計画」においても、「農業振興施設の整備」として、老朽化している直売所・加工所の新設・改修事業に取り組むことが必要である。 町の主要産業である農業の活性化を図ることにより、都市住民との交流人口を増やし、町全体の活性化を図っていく。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、町全域である。当町では、近隣市町との市町境のごく一部が非線引き都市計画区域であるが、それ以外は、都市計画区域外である。結果として、活性化計画区域は市街化区域及び用途区域に指定されていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の達成状況については、事業実施期間(R5～7年度)終了後、3年間の評価期間(R8～10年度)に効果発現状況を把握し、令和11年度に「地域産物の販売額の増加」について、決算資料を基に、目標達成状況の検証を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。